

平成20年第4回定例会から討論のあった主な議案について、その討論の概要をお知らせします。

■平成20年度八潮市一般会計補正予算（第4号）

反対討論（市民と市政をつなぐ会）

厳しい財政状況の中、歳出面では市民要望の多い事業に迅速に対応しており、この点については高い評価をしております。

しかし、都市宣言記念事業（144万2000円）については、この厳しい財政状況を考慮すると果たして市民の理解が得られる金額なのかと強く疑問を抱く内容だと思えます。事業の主な内容で、無料で市内全戸配布を予定している日めくりカレンダーに約1000万円の貴重な財源が投入されるといふ点について、特に疑問を感じます。

本市の財政状況は特別な措置を講じない場合、今後7年間で約200億円の財源不足が見込まれるとの試算もされていますが、なにも私は「健康・スポーツ都市宣言」をすることに反対をしていくわけではありません。すべての市民がスポーツを通して、健康づくりをすることは、これからの高齢社会にとっては大変有意義なことだと評価をしています。しかし、現状を考慮すると限られた貴重な財源を有効に、そして市民要望の高い政策の拡充、充実するのが先決ではないでしょうか。

以上のような理由を述べさせていただきます、反対の意を表明し、討論いたします。

なお、同議案につきまして、

民主市民クラブ、日本共産党からも反対討論がありました。

賛成討論（自民クラブ）

歳入の主なもの、地方特例交付金の増額や生活保護に係る国庫負担金の増額等であり、収入の見込みを的確に捉えた予算措置と考える。また、葛西用水親水化整備事業私有地売却に係る財産収入の増額については、積極的に財源を確保する姿勢が見られ、適切である。

一方、歳出の主なものでは、市民の健康を考慮するための、八潮市健康・スポーツ都市宣言に關係する経費の予算化がある。これは、本市にも多い健康・スポーツに係る団体の活動の推進や、子供たちのスポーツ環境の整備が盛り込まれ、地域医療費の軽減策にもなっている。さらに、健康づくり・スポーツを通して明るく活気のあるまちづくりを目指しており、評価すべきものである。

また、本庁舎のアスベスト検査にかかる経費の予算化、民生費では（仮称）やまびこ福祉作業所の整備や保育所のエアコンの更新の予算化、道路照明、反射鏡等の設置、教育費では大原公園野球場や北公園野球場の施設改修等があり、市民生活の安全性や利便性の向上に十分配慮した予算措置である。市財政は厳しい状況であるが、重要な課題に的確に対応している。以上の点を評価し、本議案について賛成の意を表する。

■第4次八潮市総合計画基本構想の一部改定について

反対討論（民主市民クラブ）

基本構想の第3章にある「つくばエクスプレスの東京駅への延伸を促進する」との文言に対し、次の理由で反対する。

この計画につき政府答弁を調査したところ、平成16年3月1日衆議院予算委員会第八分科会で行われているが、政府参考人の答弁は「地下の深いところを通る秋葉原―東京間、約2キロですが、キロ当たり300億円、計600億円、駅が深いので駅部に400億円、合計1000億円です」とあり、まことに大雑把な積算根拠と言わざるを得ない。さらに費用負担が東京都4割・茨城県3割・千葉県2割・埼玉県1割の100億円、八潮市55%（約18億円・金利は別）、三郷市が45%、一都二県の自治体負担はゼロで、誠に理不尽であり、八潮市にとって重荷になる。さらに東京駅予定地が丸の内側の丸ビル直下である。すでに横須賀線の駅があるが、つくばエクスプレス駅はさらに外側である。利便性の向上というが、新幹線ホームは八重洲口にあり、徒歩20分以上かかるのではと思われる。結論として①負担割合が高い②費用対効果が期待できない③工事総額根拠が大雑把であり多額、きちんと精査をして決定すべきで、促進とは積極的な意味である。

賛成討論（自民クラブ）

今回の基本構想の一部改定は、つくばエクスプレスの開通を契機に人口が増え、駅周辺や関連する道路の整備など、まちの様相が大きく変わり、また、地方分権時代の到来や少子高齢化社会の一層の進行、人々の価値観や生活様式の多様化など、予想以上のスピードで変化している時代潮流に対応させるものです。

これまでの生涯学習によるまちづくりを継承しつつ、将来都市像を「市民が育む 品格と活力のあるまち やしお」とし、「市民が育む」では、まちづくりの主役である市民自らがまちのことを考え、市民と行政が協働してまちづくりを推進する姿勢が反映され、また、「品格と活力のあるまち」では、八潮に住んで良かった、更に、市外からも多くの人々が訪れてもらえるような、安全安心に暮らせる、市民が誇りの持てる「品格あるまち」実現への姿勢が反映されています。

市民の皆様と共に創り上げられた本基本構想は、今後7年にわたる本市のまちづくりの方向性を示す羅針盤となり、八潮の新たなまちづくりの歴史を築くものと理解し、賛成討論いたします。

意見書

定例会の最終日に、次の意見書（議員提出議案）を上程し、原案のとおり可決しました。

公契約法の制定を促進し適正な労働条件の確保を求める意見書

建設産業は、わが国の基幹産業として今日までの経済活動と雇用機会の確保に貢献してきた。しかしながら建設業における元請け下請けという重層的な請負関係で、他の産業ではあたりまえとされる明確な賃金体系が現在も確立されておらず、景気悪化の中で、受注競争の激化や建設投資が毎年縮小され仕事量の減少が施工単価や労務費の引き下げにつながるなど、建設労働者の生活を不安定なものにして

いる。平成12年11月制定の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に「元・下関係の透明性の確保や建設労働者の賃金、労働条件の確保が適正に行われるように努めること」と付帯決議が付された。さらに諸外国では既に公契約法に係る賃金を確保する法律、いわゆる「公契約法」を定め、建設産業の健全な育成や賃金・労働条件の確保や工事における安全や品質の確保に努めている。

よって、国においては、建設業を健全に発展させるとともに、雇用の安定や技術労働者の育成を図るため、新たなルールづくりとして次の事項につき特段の

- 1 配慮をされるよう強く要請する。
- 1 公共工事等において建設労働者等の適正な賃金が確保されるよう「公契約法」の制定を促進すること
- 2 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に係る付帯決議に関し実効ある施策を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成20年12月18日

提出先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・厚生労働大臣・国土交通大臣

所得変動に伴う経過措置による個人県民税の還付金額に対する徴収取扱費（還付金の繰替金）の算定適正化を求める意見書

国から地方への税源移譲のため、平成19年度分から所得税率と住民税率が変更になった。この税率変更によって、多くの市民の所得税負担額が減少し、住民税負担額が増加した。しかし、住民税の課税額が前年の所得に基づいて決定されることから、前年は所得税が課税される所得があったが、当年は所得税が課税されない市民については、所得税の減少の影響を受けず、住民税増加の影響のみを受けるといふケースが生じた。

このような中、所得変動に伴う個人住民税の還付が行われ、市長が還付または充当を行った場合は、県は当該還付または充当した金額を地方税法第47条第